

平成29年度「産学連携知的財産アドバイザー」募集要項

1. 事業の目的

昨今の知的財産及び産学連携を巡る諸環境変化の象徴的事項として次の点が挙げられます。

2013年6月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」において、「産学官連携機能の強化に関して、大学などと中小・ベンチャー企業との共同研究や、大学などの知の中・ベンチャー企業への技術移転を促すなどの取組を進める。」との方針が示されました。

また、2015年6月に取りまとめられた「知的財産推進計画2015」では、「産業連携及び産学連携に関しては、地域中小企業と大企業・大学等との連携を強化するための橋渡し・事業化支援機能の強化が必要である。」、「地方創生の観点からも、地域中小企業がその持てる力を発揮するため、知的財産を創造し、活用していくサイクルを再構築していくことが必要である。」と指摘されています。

更に、2016年5月に取りまとめられた「知的財産推進計画2016」では、「大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、知的財産の権利化等に関する支援や知財戦略の策定等の知財マネジメントの支援を充実する。」とし、その工程表において「大学における事業化を見据えた産学連携プロジェクトに対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣。」と記載されております。

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下、「情報・研修館」という。）では、特許庁の方針に則り、2011年度から知的財産管理体制が未整備であった大学を含む複数の大学からなる「広域大学ネットワーク」に広域大学知的財産アドバイザーを派遣し、このネットワークに参画する大学の知的財産の管理・活用体制の整備とその機能強化のための支援を行ってきました。その結果、従来は産学連携活動が十分に行われていなかった多くの大学においても社会貢献／地域貢献に繋がる活動が拡がり、高い水準の活動が展開された大学においては多くの産学連携プロジェクトが進められました。

産学連携知的財産アドバイザー派遣事業（以下「本事業」という。）は、こうした成果を踏まえ、情報・研修館の委託を受けた一般社団法人発明推進協会が、事業化を目指す産学連携活動を展開する大学に知的財産の専門家である産学連携知的財産アドバイザー（以下「産学連携知財AD」という。）を派遣して事業化を目指す産学連携プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）の知的財産マネジメントを支援することにより、地方創生に資する大学等の活動を促進することを目的とします。

2. 事業の概要

本事業の目的の達成に向け、「プロジェクト支援型」と「プロジェクト形成支援型」の2つのカテゴリーから構成されるプログラムを推進します。

「プロジェクト支援型」においては、産学連携知財ADが、地方の中小規模大学の事業化を

目指すプロジェクトの知的財産マネジメントを支援し、その事業化を促進します。

「プロジェクト形成支援型」においては、産学連携知財ADが、複数の大学からなるネットワーク等の連携活動を進めてきた大学等に対し、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行います。特に、産学連携の体制整備等が進んだものの、産学連携によるプロジェクトの形成や実施等の経験が少ない大学に対しては、従来の広域大学ネットワークも活用しつつ、事業化を目指すプロジェクトの形成支援を行います。

¹ 用語の定義

本事業では、以下の定義にしたがって、用語を使用します。

プロジェクト支援型： 応募時点で、大学等の研究成果に基づく事業化の可能性が高いと思われる新技術⁽¹⁾が存在していることが必要。具体的には、下記の(ア)、(イ)のいずれかに該当する特許（出願中のものを含む。）又は新規性があるソフトウェア等が必要。

(ア)国公私立大学、大学等技術移転機関若しくは国公私立大学に所属する研究者が所有する特許又は新規性があるソフトウェア等

(イ)前記(ア)と他機関（大学・高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、独立行政法人又は企業等）とが共有する特許又は新規性があるソフトウェア等

(1) 新技術のうち、創薬や高度医療機器に関するものは、事業化までに独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査等が必要となる。当該分野の事業化では、基礎研究、動物試験、臨床研究の一連の研究を遂行する必要があり、ステージごとにステージゲート評価が行われる。そのため、これらの分野の研究開発プロジェクトにおいては、確実にPOC（概念実証）が得られたものでないと、本事業の支援対象プロジェクトとすることは難しい。

プロジェクト形成支援型： 応募時点で、大学等の研究成果に基づいた事業化の可能性があると見込まれる技術シーズ⁽²⁾又はデザインが複数存在していることが必要。具体的には、下記の(ア)、(イ)のいずれかに該当する特許、登録意匠（いずれも6ヶ月以内に出願予定のものを含む。）又は新規性があるソフトウェア等が必要。

(ア)国公私立大学、大学等技術移転機関若しくは国公私立大学に所属する研究者が所有する特許、登録意匠又は新規性があるソフトウェア等

(イ)前記(ア)と他機関（大学・高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、独立行政法人又は企業等）とが共有する特許、登録意匠又は新規性があるソフトウェア等

(2) 技術シーズのうち、創薬や高度医療機器に関するものは、事業化までに独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の審査等が必要となる。当該分野の事業化では、基礎研究、動物試験、臨床研究の一連の研究を遂行する必要があり、ステージごとにステージゲート評価が行われる。そのため、これらの分野の研究開発プロジェクトにおいては、確実にPOC（概念実証）が得られたものでないと、本事業の支援対象プロジェクトとすることは難しい。

広域大学ネットワーク： 北海道地域、近畿地域等の地域別ネットワークや、医科系大学、芸術系大学等の分野別ネットワークなどの、3校以上8校以下の加入校1、10校以下の加入校2で構成される知的財産に関する連携組織

3. 産学連携ADの支援業務内容

産学連携ADの支援業務は、原則以下のとおりです。

(1) プロジェクト支援型

主として地方の中規模大学が提案する事業化を目指す個々のプロジェクトに対し、知的財産マネジメントの側面から次の支援を行います。

①プロジェクトの研究開発戦略や事業戦略又は事業化シナリオの把握

- ②プロジェクトが属する分野の特許情報の分析
- ③研究開発戦略・事業化戦略と整合する知的財産戦略の策定を支援（知的財産ポートフォリオの出口イメージとそれに至るロードマップ）
- ④研究開発活動の成果の中から権利化が可能な発明の抽出支援
- ⑤発明の知的財産ポートフォリオ中の位置付けに関する支援
- ⑥強い特許網を形成するための出願手続等における支援
- ⑦強い特許網を形成するための周辺技術や応用技術の開発に関するアドバイス
- ⑧事業化を見据えた意匠、商標の権利化や営業秘密（技術ノウハウ等）の秘匿管理に関する支援
- ⑨地域の知的財産を活用した事業育成を支援する組織・団体等との連携強化に関するアドバイス
- ⑩プロジェクト支援型に申請する幹事大学と密接な連携関係を有し得る大学として参画する大学における事業化を目指すプロジェクトへの支援
- ⑪その他、前記①から⑩に附帯する事項

(2) プロジェクト形成支援型

主としてプロジェクト形成支援型プログラムに申請する幹事大学及び大学ネットワークに参画する大学において、事業化を目指すプロジェクトの創出に関し、知的財産マネジメントの側面から次の支援を行います。

- ①大学ネットワークの連携関係の的確な利活用に関するアドバイス
- ②大学ネットワークに参加する大学等の知的財産活用体制の強化に関するアドバイス
- ③ニーズとシーズの発掘及びプロジェクトを創出するまでの課題の抽出と課題解決の方法等に関するアドバイス
- ④プロジェクトの研究開発戦略や事業戦略又は事業化シナリオの作成等に関するアドバイス
- ⑤地域の知的財産を活用した事業育成を支援する組織・団体等との連携強化に関するアドバイス
- ⑥大学ネットワークに参画する大学に対するプロジェクト形成に関する支援
- ⑦その他、前記①から⑥に附帯する事項

4. 募集内容

職名	産学連携知的財産アドバイザー
採用人数	若干名
勤務先	全国の事業化を目指す産学連携活動を展開する大学
募集方法	公募

5. 契約概要

身分	発明推進協会契約職員（契約時に現在の勤務先を退職していること）
契約期間	平成29年4月1日から平成30年3月31日。 なお、情報・研修館において本事業を継続する場合で、かつ産学連携知財ADの評価において所定の要件を満たす場合は、雇用が継続される予定。
守秘義務	契約職員は、業務上知り得た内容について守秘義務を負うものとする。

6. 契約条件

勤務時間	1日あたりの所定労働時間は、派遣先大学の就業規則に定められた勤務時間内とする。ただし、最大7時間45分とする。
賃金	①年俸制とし、900万円とする。ただし、賃金の支給については年俸を12分割した額を毎月支給する。 ②通勤手当は、当会規程により支給する。 ③住居手当及び超過勤務手当は支給しない。
社会保険等	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険、労災保険等、当会規程による。
休日・休暇	①土曜、日曜、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日とする。 ただし、派遣先大学の休日・休暇が異なる場合は、派遣先大学の規程を考慮する。 ②年次有給休暇あり。

7. 応募資格

応募要件	<p>①知的財産制度及び知的財産マネジメントに関する高度な専門的知識を有し、企業等において知的財産管理部門、法務部門、経営企画部門、事業部門、研究開発部門等（以下「知財管理部門等」という。）のうち少なくとも1つの部門において十分な実務経験を有すること。</p> <p>②知財管理部門等において指導的業務（管理職又はそれに相当）に携わった経験を有し、知財管理部門等における人材育成能力を備えていること。</p> <p>③プロジェクト等の状況及びニーズに応じて、研究成果の活用を見据えた知的財産戦略のプランニングができること。</p> <p>④大学の状況及びニーズに応じて、知的財産管理体制構築のプランニングができること。</p> <p>⑤現職のある者は現在の勤務先、休職中の者は前職の勤務先の人事部長又は知的財産部長以上の管理者からの推薦を受けることができること。</p>
------	---

8. 提出書類及び提出期限

提出書類	<p>①産学連携知的財産アドバイザー応募申込書（別添1） ②履歴書（市販履歴書も可） ③職務経歴書（企業内での職務経歴と従事した業務内容が時系列でわかるもの：様式自由） 提出部数 1部 ※ 応募書類は返却しない。</p>
提出期限	平成28年12月22日（木）必着
提出先	<p>〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14 発明会館内 一般社団法人 発明推進協会 知的財産プロデューサーグループ なお、封筒に「産学連携知的財産アドバイザー応募書類在中」と朱書きのこと。 直接提出する場合は平日の午前9時～午後5時30分まで受付する。</p>

※募集要項、応募申込書等の書類は発明推進協会ホームページよりダウンロードできます。

URL : <http://www.jiii.or.jp>

9. 産学連携知的財産アドバイザーの選考

選考方法	「産学連携知的財産アドバイザー採用基準」に基づき行う。※
書類選考	応募書類に基づき書類選考を行う。
面接	<p>書類選考通過者に対し、東京において面接を行う。 面接日：平成29年1月11日（水）（予定） 面接時刻は別途連絡する。 なお、面接のための交通費及び宿泊費は支給しない。</p>

選考結果	選考結果については平成29年2月6日（予定）までに電話等で通知する。
------	------------------------------------

※採用基準は発明推進協会ホームページを御覧ください。

URL : <http://www.jiii.or.jp>

10. 採用及び研修

採用日	平成29年4月1日
研修	採用者に対して、必要に応じて研修を行う予定。

11. 問い合わせ先

一般社団法人 発明推進協会 産学連携知的財産アドバイザー担当 友繁、家田、高橋

TEL : 03-3502-5428 FAX : 03-3504-2031 e-mail : producer-ad@adp.jiii.or.jp

※個人情報については厳重に管理し、産学連携知的財産アドバイザーの選考及び同派遣事業の円滑な運営を目的として本事業委託元である情報・研修館と共有する以外に利用することはありません。

<http://www.jiii.or.jp/disclosure/privacypolicy.html>